

第25期第17回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和6年11月25日(月曜日) 13:30~14:20

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第10番	田村伊佐雄
第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第13番	高橋秀実
第6番	井下八郎	第14番	神野鉄治
第7番	神野伸二		

(3) 欠席委員

第3番	加藤宏司	第10番	千葉英明
第12番	飯尾博光		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局主幹	高橋一生
農政係長	中島康治	主任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農業者年金について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員11人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

作業するにはいい天気ですが、朝晩はだいぶ冷えてきました。暦の上では、小雪と言いまして、日差しが弱くなって冷え込みが厳しくなる。葉も黄色くなってくると言われています。それからだんだん冬になってきます。これからは寒くなってきますので、みなさん体調管理には気をつけていただきまして、いろいろな活動に御尽力いただきたいと思います。

それでは、ただいまから第17回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から第4号まで、農政関係は「農業者年金について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において藤田隆委員と田村伊佐雄委員を指名いたします。両委員さんよろしく御願いいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号は意見事項となっております。加えまして、報告事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田5筆、3, 816㎡、でございます。

2ページをお開きください。

72番の1-1さんと73番の1-2の2件でございます、内訳といたしましては、新規設定が2件。期間は、3年4か月間と5年3か月間。利用権の種類は、使用貸借が2件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、72番及び73番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

【藤田会長】

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の賃貸借権設定等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権設定で、申請件数は1件です。

4ページをお開きください。

3番、宇高町三丁目、田2筆、3, 096㎡、譲受人は2-1さん。

譲受人は現在5反3畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を借り受けるため、申請が提出されたもので、果樹の作付けを予定しているとのことです。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、近藤孝志委員から報告をいただきます。

近藤孝志委員お願いします。

【近藤孝志委員】

11月の12日に現地調査を行いました。現地は、今は草が生えておりますが、草刈りすれば作付けには問題ないと思われました。近所との調和要件につきましても、特に問題ないと思われまます。御審議、お願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地の賃貸借権設定等について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は2件です。

6 ページをお開きください。

4 2 番、船木字高祖、畑 1 筆、面積 7 9 m²、譲受人は市内在住の 3 - 1 さん。

譲受人は、これまで農地外の自己所有地で家庭菜園をしており、今回、新規に営農を開始することを目的に、自己所有地に隣接する申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、季節野菜の作付けを予定しているとのこと。

4 3 番、楠崎一丁目、畑 1 筆、面積 7 7 6 m²、譲受人は市内在住の 3 - 2 さん。

譲受人は現在申請地の隣接地に居住しており、今回、新規に営農を開始することを目的に、自宅に隣接した申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、季節野菜の作付けを予定しているとのこと。

以上、4 2 番及び 4 3 番の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙 2 の調査書に記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、4 2 番は藤田隆委員から、4 3 番は村上壽一委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、藤田隆委員お願いします。

【藤田委員】

4 2 番について報告いたします。

1 1 月 1 9 日に現地調査し、申請者と話をしました。申請地は細長い畑でした。境界は明確です。隣地が所有地で、すでにサツマイモやタマネギをきれいに栽培されていました。お話していて、農業への前向きな姿勢や意欲も感じられました。許可しても問題ないと思われれます。よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、村上壽一委員お願いします。

【村上委員】

4 3 番について報告いたします。

今月の 1 3 日に現地調査に行き、申請者と会って話をしました。

境界はコンクリートで区切られており、問題ありません。また申請地は、現在は甥の名義ですが、以前から季節野菜を作付けしていました。譲受後も、現在と同じく季節野菜を作付けしていくとのことなので、問題ないと思われれます。よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、42番及び43番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページを御覧ください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は3件です。

8ページをお開きください。

130番、中村三丁目、畑1筆、譲受人は4-1さん。

内容は自己住宅1戸107.86㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

131番、宇高町一丁目、田2筆、譲受人は4-2さん。

内容は建売住宅8戸490.16㎡、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

132番、萩生字本郷及び字治良丸、畑4筆、譲受人は4-3さん。

内容は宅地分譲12区画、一体利用地として宅地1,139.09㎡があり、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、130番から132番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地

改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

以上、130番から132番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、9ページを御覧ください。

報告事項は「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

事務局から報告をお願いします。

【高橋主幹】

引き続き農業経営を行っている旨の証明について御報告いたします。

租税特別措置法第70条の6の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中、3年ごとに、「引き続き農業経営を行っている旨の証明」等を添えて税務署に届け出ることとなっております。

9ページを御覧ください。

第6番、第7番の2件で相続税についてでございます。

第6番は西喜光地町の畑2筆、面積計1,447㎡、相続人は5-1さん、被相続人は、5-2さん、相続開始年月日は、令和3年3月25日です。

地元委員の田村伊佐雄委員さんと事務局が該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。

第7番は久保田町二丁目の田1筆、面積678㎡、相続人は、5-3さん、被相続人は、5-4さん、相続開始年月日は、令和3年1月9日です。

地元委員の岡田悦明委員さんと事務局が該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。

以上です。

【藤田会長】

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。

本日は、御案内しておりましたとおり、「農業者年金について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【高橋主幹】

今回の研修につきましては、農業者年金機構のDVDを視聴したいと思っております。準備いたしますので、しばらくお待ちください。

(DVD視聴)

【藤田会長】

今、DVDを見たのですが、新居浜市では農業者年金に加入している人は少なく、特に若い世代はなかなかいません。認定農業者や新規で営農を始める人はいますが、農業者年金には加入していないのが現状です。昔は入っていたが、やめたという方もおります。年金なので、掛けておけば悪いことはないのではという気もします。

質問がなければ、これにて、農業者年金の研修を修了します。

次に、事務連絡として、農業委員会懇親会について事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

<説明>

【藤田会長】

ありがとうございました。

事務局から懇親会の説明がありましたが、前期ではできなかった、久しぶりの懇親会になりますので、みなさま参加していただければと思います。

今日は、農業者年金の話について等ありましたが、これも農業委員の仕事の一つでございますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第17回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員